

氏名等の変更届書

7 氏名等の変更

(1) 氏名等の変更の取扱い

法第33条の5第4項に規定のある、氏名または名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、または登録の年月日及び登録番号の変更があった時は、遅滞なく届出なければならない。

(2) 氏名等の変更の届出

① 提出書類

氏名等変更届書（様式第17）

② 提出先

奈良県 暮らし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課

③ 提出部数

正1部、副2部の計3部とし、申請区域が2以上の市町村にまたがるときは、それに応じて副の部数を増やすこと。

④ 登録事項の変更も同時に行うこと。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

氏名等変更届書

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

氏名又は名称及び
法人にあつては、
その代表者の氏名

登録年月日及び登録番号

採石法第33条の5第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2. 変更の理由

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。